



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

市総合保健福祉審議会委員を募集

時 8月1日(日)から3年間、**対**20歳以上の市内在住・在勤・在学者(本市の審議会等委員を3機関以上兼職している人、国・地方公共団体の議員・職員除く)、**定**5人、**内**市総合保健福祉計画の進行管理等の審議、**¥**月額9千円、**備**テーマ等詳細は市HP参照、**申**6月30日(消印有効)までに、小論文(住所・氏名・生年月日・電話番号・勤務先または学校名と所在地を記入)を、郵送または直接、〒567-8505 地域福祉課 ☎620・1634

ひとり暮らし高齢者等の世帯調査にご協力を

市では高齢者が地域で安心して暮らせるよう、緊急連絡先や世帯の状況等に関する調査を実施します。世帯調査票を6月中に送付予定ですので、同封の返信用封筒で回答してください。

対4月末時点で①70歳以上のひとり暮らしの人、②75歳以上の人のみで構成される世帯、**問**地域福祉課 ☎620・1634

生活保護制度のご相談を

生活保護は、病気やケガ、働き手失うなどさまざまな事情で生活に困っている人に、最低限度の生活を保障し

て自立を支援する制度です。本人が家族が直接、生活福祉課に相談するか、地区の民生委員等に相談し同課へ連絡することもできます。ためらわずにご相談ください。**問**同課 ☎620・1635

介護保険料の滞納にご注意を

災害等の特別な事情がある場合を除き、介護保険料を1年以上滞納すると介護サービスの利用料がいったん全額利用者負担となり、2年以上滞納すると利用者負担が1割から3割に上がるなどの給付制限があります。納め忘れに注意しましょう。**問**長寿介護課 ☎620・1639

介護保険サービス等への苦情の調査・審査

市介護保険苦情調整委員会が、申し立てに正当な理由があると認めるときは、市やサービス事業者に必要な措置をとるよう意見します。まずは、長寿介護課へお問い合わせください。

対被保険者、その配偶者または3親等以内の親族、同居人等、**内**市の窓口にご相談しても解決できない介護サービス・要介護認定等に関する苦情(判決等により確定した権利関係、裁判所で係争中または行政庁で不服申立て審理中のもの、要介護者の保険給付に関するもの除く)、**申**事実のあった日の翌日から1年以内に、苦情申立書(同課で配付)を、郵送または直接、同課

☎620・1639

介護保険サービスを利用するには

65歳以上(第1号被保険者)で介護保険サービスが必要な人は、要介護認定等の申請をしてください。40〜64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は、特定の疾病による要介護(支援)状態の人のみ申請できます。

持介護保険被保険者証、第2号被保険者は医療保険の被保険者証、**申**長寿介護課 ☎620・1637

調理が困難な高齢者に配食を実施

対おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等で、調理が困難かつ安否確認が必要な人、**内**市委託事業者が栄養バランスの取れた食事を週2食まで自宅に届ける、**¥**1食あたり510円(市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は410円)、**申**担当のケアマネジャー(いない場合は各小学校区の地域包括支援センター)、**問**長寿介護課 ☎620・1637

高齢者がいっしょサービスのご利用を

対在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で、認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ以上の人、**内**認知症高齢者の外出時の付き添い、家族が外出時等の見守り、1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、



¥1時間500円、**申**長寿介護課 ☎620・1637

在宅高齢者に紙おむつ等を支給

対おおむね65歳以上で、次の全てに該当する人、①要介護認定3〜5で紙おむつ等を使用(要介護認定3の人は一部要件あり)、②生計中心者が市民税非課税世帯(生活保護世帯除く)、③在宅で介護を受けている、**内**市が交付する給付券と紙おむつ・紙パンツ・尿とりパッド・使い捨て手袋・清拭剤を交換(市内契約薬局・薬店から配達、1か月上限6250円)、**問**長寿介護課 ☎620・1637

市認知症高齢者グループホーム利用者の家賃を一部補助

対次の全てに該当し、市が認定した人、①市内在住で認知症高齢者グループホームを利用している、②市民税非課税世帯(配偶者は別世帯でも含む)、③生活保護または中国残留邦人等に対

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、**☒**メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

する支援給付を受けていない、④本人の預貯金等が1千万円（夫婦で2千万円）以下、**申**申請書（市HPからダウンロード）、事業者との利用契約書・重要事項説明書（写）、預貯金の通帳（写）を直接、長寿介護課 ☎620・1639

市障害者地域自立支援協議会 全体会を開催

時 6月22日(火)、午後2時～4時30分、**所** 障害福祉センター大会議室、**定** 先着10人、**備** 手話、点字等が必要な人は事前連絡要、**申** 6月8日、午後5時までに、電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、障害福祉課 ☎620・1636、**℡** 627・1692

障害理解促進事業補助金のご利用を

対 市内で活動する10人以上で構成される団体・事業者が行う、障害者福祉の啓発・障害者との交流行事・理解促進のための研修会等、**内** 対象費用の5分の4（上限5万円・千円未満切り捨て）、**備** 事前申請要、詳細は市HP参照またはお問い合わせください。**申** 来年2月28日までに、申請書（障害福祉課で配付、市HPからダウンロード可）と必要書類を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1636

人権擁護委員による相談

市では、人権擁護委員（右下表）に

人権擁護委員

氏名	住所	氏名	住所
諏訪典子	駅前	田畑 敬	沢良直西
岡村節恵	上穂積	浦野祐美子	北春日丘
佐藤房子	大池	山田ひろ美	玉瀬町
梶 隆治	宿川原町	渡邊福子	山手台
高田潤子	玉櫛	北川都代子	太田
道満正義	三島丘	塩見廣次	大字 粟生岩阪
入交享子	耳原	西浦章雄	大字泉原
田村義則	白川		

よる人権相談を定期的に行っています。「これは人権問題では？」と感じたらご相談ください。**関** 人権・男女共生課 ☎620・1640

6月23日～29日は 男女共同参画週間

男女が互いにその人権を尊重しつづき喜びも責任も分かち合い、家庭・職場・学校・地域社会等のあらゆる分野で、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしましょう。**関** 人権・男女共生課 ☎620・1640

ハンセン病問題へのご理解を

6月22日は、らい予防法による被害者の名誉回復と追悼の日です。ハンセ

ン病は、らい菌の感染によっておこる感染症で、隔離の必要がない病気です。しかし、国による隔離政策と「無らい県運動」が偏見・差別を助長し、社会全体が、ハンセン病を恐ろしい病気と誤解してしまいました。社会にはまだまだハンセン病に対する偏見・差別が残っています。これらを払拭するためには、ハンセン病問題の理解を一層深めていく必要があります。**関** 人権・男女共生課 ☎622・6613

ガールズサポート SNS・メール相談

時 月・水・金曜日、午後6時～10時、**内** 思春期相談、DV・デートDV・性暴力被害の相談（左下図読み取り）、**関** NP O 法人女性サポート大阪 ☎090・62005・50066、**℡** soundan@josaka.com



健康保険・年金

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹田年金事務所相談員による出張年金相談をご利用ください。

時 6月8日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生年金等、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知



書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証（顔写真付き以外は2点必要）、職歴メモ等（本人以外の場合は指定様式の委任状）、**申** 6月1日、午前9時から、電話で同課（年金） ☎620・1632

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ご利用ください。

時 6月7日(月)・16日(水)・25日(金)、午前9時30分～午後0時20分・1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続に関する相談（障害厚生年金除く）、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等（本人以外の場合委任状）、**申** 同課（年金） ☎620・1632



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

国民健康・後期高齢者医療保険料の納付書を発送

【国民健康保険料】6月中旬に納付書を発送します。コンビニでも納付できます。6月21日を過ぎても届かない場合は、保険年金課（国保） ☎ 620・1631 へお問い合わせください。また、国民健康保険料の納付書、決定通知書に関する問い合わせは保険料案内コールセンターまで。 ☎ 同コールセンター ☎ 665・5222（6月16日～7月30日の平日、午前9時～午後5時）、【後期高齢者医療保険料】7月中旬に納付書を発送します。 ☎ 同課（高齢） ☎ 620・1630

国民年金は60歳以上でも加入できます

過去に国民年金に加入していなかった期間、保険料を納め忘れた期間や免除された期間を埋めるために、60歳以上でも65歳になる前月まで、本人の申し出により任意加入できます。また、昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳時に年金を受け取るために必要な納付期間が足りない場合も、不足する期間を満たすまで（最長70歳になる前月まで）任意加入できます。納付は原則口座振替払いですので、預金通帳、届出印、年金手帳を持参してください（公算対象期間等を確認するため、他の書類が必要な場合があります）。ただし、

現在、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人や厚生年金加入中の人は加入できません。詳細はお問い合わせください。 ☎ 保険年金課（年金） ☎ 620・1632

年金受給者が所在不明の場合は届出を

年金受給者の所在が1か月以上不明のときは、同世帯の人が所在不明の届出を行う必要があります。届出後、本人の現況確認を行っても所在が不明な場合、年金の支払いが一時停止します。詳細はお問い合わせください。 ☎ 吹田年金事務所 ☎ 06・6821・2401

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免

感染症の影響により大幅に収入が減少した被保険者の国民健康保険料の減免ができる場合があります。申請は市国民健康保険料コールセンターか保険年金課（国保）にお問い合わせください。 ☎ 同コールセンター ☎ 665・5222、 ☎ 保険年金課（国保） ☎ 620・1631

税金

市・府民税の税額決定・納税通知書を送付

今年度の市・府民税の税額決定・納税通知書を6月3日に発送します。6

☎ 保険年金課（国保） ☎ 620・1631

●国民健康保険料の軽減基準が変更

軽減基準 前年の所得が一定の基準以下の人は、今年度から国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の軽減基準が以下のとおり変わります。

【2割軽減】43万円+（52万円×被保険者数）+（10万円×（給与所得者等の数-1））以下、【5割軽減】43万円+（28.5万円×被保険者数）+（10万円×（給与所得者等の数-1））以下、【7割軽減】43万円+（10万円×（給与所得者等の数-1））以下



●後期高齢者医療保険料の限度額・均等割額に係る軽減割合・軽減基準が変更

後期高齢者医療保険料は被保険者1人当たりの均等割額と所得割額の合計で算定されており、保険料が高額になりすぎないように限度額（年額）が定められています。今年度は昨年度と同様の64万円です。世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額（54,111円）が軽減されます。7割軽減の対象者は、上乘せして軽減されてきましたが、段階的に見直しが行われています。 ☎ 府後期高齢者医療広域連合 ☎ 06・4790・2028

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分
		（同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）
7割	16,233円	基礎控除額（※1）（43万円）+10万円×（給与所得者等（※2）の数-1）を超えないとき
5割	27,055円	基礎控除額（43万円）+28万5000円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等（※2）の数-1）を超えないとき
2割	43,288円	基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等（※2）の数-1）を超えないとき

※1 基礎控除額等の数値は、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※2 次のいずれかを満たす人、①給与等の収入金額が55万円を超える、②65歳未満で公的年金等収入金額が60万円を超える、③65歳以上で公的年金等収入金額が125万円を超える

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

☎ 問合先、✉ メールアドレス、HP ホームページ、☑ 保一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

月15日頃までに届かない場合はご連絡ください。前年度から特別徴収（年金からの天引き）を継続している人には、税額の明細書のみを送付します。なお、市・府民税が非課税の人には納税通知書を送付しません。また、確定申告の申告期限が延長されたため、申告内容が反映されていない場合があります。反映後、改めて通知書を送付します。

■市税の納付はキャッシュレスが便利
市税の納付には、口座振替のほかに、キャッシュレス決済サービス、専用アプリを利用したクレジットカード納付（別途手数料も利用できます。スマートフォン等にダウンロード、利用登録等のごえ、ご利用ください。

■市税の納付は、便利・安全・確実な口座振替のご利用を
口座振替の利用は、取扱金融機関または収納課で申込手続きをしてください。

■市・府民税（普通徴収分）、固定資産税（償却資産含む）・都市計画税、軽自動車税（種別割）、特預（貯）金通帳、通帳届出印鑑、市税納税通知書または領収証書、■申込用紙は市内金融機関や収納課に設置（市外の金融機関を利用する場合は、電話または市HPから請求可）、■同課 ☎ 620・1616

令和3年度所得証明書を発行
6月1日から、令和3年度所得証明書が取得できます。コンビニで取得できる所得証明書と市・府民税納税証明書は令和2（平成31年1月から令和元年12月分まで）・3（令和2年1月から12月分まで）年度です。取得する際には、年度をよく確認してください。なお、コンビニで税証明書を取得するためには、証明書発行機能が付いた住民基本台帳カードまたはマイナンバーカードが必要です。詳細はお問い合わせください。■市税課 ☎ 620・1614

所得証明書（非課税証明書）が必要な人は市・府民税の申告を
昨年中の収入内容により市・府民税の申告義務がない人が、所得証明（非課税証明）が必要になったとき、申告がないと証明書を発行することができません（公的年金所得者、給与所得者で勤務先から給与支払報告書が提出されている人除く）。国民健康保険料・介護保険料・公営住宅の家賃等の算定に必要な人や、こども医療制度等の各種制度の利用、コンビニでの税証明書発行等を予定して未申告の人は、早めに申告をお願いします。

持マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等の本人確認書類、昨年中に収入のあった人は源泉徴収票または給与明細書等、■市税課 ☎ 620・1614

今月の納付（6月30日（水）まで）
●市・府民税第1期分
●国民健康保険料普通徴収第1期分
●介護保険料普通徴収第3期分

教育・子ども教育委員会定例会の開催
■6月25日（金）、午後2時から、■市役所南館6階会議室、■内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、■教育政策課 ☎ 620・1680

夜間学習室のご利用を
■6月22日（火）～24日（水）・29日（火）～7月1日（木）、午後6時～9時、■葦原多世代交流センター、■市内在住の中学・高校生、■学習室等での自習利用、■同センター ☎ 637・2422

児童手当の現況届を忘れずに
児童手当の受給者は、現況届の提出が必要です。6月上旬に現況届の用紙と返信用封筒を送付しますので、期限

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

■【夜間】6月14日（月）・28日（月）、午後8時まで、【休日】27日（日）、午前9時～午後5時、■①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所2階13番窓口、■夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。

■①保険年金課（徴収） ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



本館東玄関横

内にこども政策課へ原則郵送で提出してください。提出しなかった場合、6月分以降（10月支給予定）の支払いが停止されます。

■支給対象児童が3歳未満・3歳以下



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

学生(第3子以降) 11万5千円、3歳～小学生(第1・2子)・中学生 1万円、所得額が、左表の所得制限限度額以上の場合、1人当たり5千円、**備**児童手当の2～5月分の支払予定日は6月15日です。諸事情により、振込が数日遅れる場合があります。**問** 同課 620・1625

所得制限限度額表

扶養親族等の数(※1)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)(※2)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1,002.1
5人	812	1,042.1

※1 所得税法に規定する同一生計配偶者と扶養親族、※2 給与収入のみで計算

まちづくり

市バリアフリー基本構想協議会の委員を募集

時 委嘱の日から2年間(年間3回程度)、**対** 20歳以上の市内在住・在勤・在学者(国または地方公共団体の議員・職員等除く)、**定** 男女各1人、**内** 基本構想改定に係る審議、**¥** 日額9千円、**申** 6月18日までに、申込書(交通政策課で配付、市HPからダウンロード可)と小論文を、本人が直接、同課 647・

2916

6月は土砂災害防止月間 6月1日～7日はがけ崩れ防災週間

6月は長雨の季節です。近年の異常気象により、全国各地で土石流、がけ崩れ等の土砂災害が発生し、多くの犠牲者が出ています。災害の被害を少しでも軽減できるよう、ハザードマップで自分が住む地域のリスクを把握し、いざという時に自分の命を守るように準備しましょう。**問** 危機管理課 620・1617

固定電話・ファックスで避難情報等を配信

市では、携帯電話やインターネットを利用しない(できない)人等を対象に、災害時の避難情報等の緊急情報を固定電話やファックスへ自動発信するサービス(登録制)を実施しています。**対** インターネット等を利用していない、次のいずれかに該当する人、①70歳以上の単身高齢者、②75歳以上のみの高齢者世帯、③避難行動要支援者身体障害者手帳1・2級を所持する身体障害者、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯、療育手帳Aを所持する知的障害者、要介護認定3～5を受けた人、同居者のみでは避難が困難な人のうち、市長が支援の必要を認められた人(施設入所者や長期入院中の除く)、④地区連合自治会長、⑤



自主防災組織の会長、⑥要配慮者利用施設の施設管理者、**申** 申込書(危機管理課等で配付、市HPからダウンロード可)を、郵送・ファックスまたは直接、〒561-8505 同課 620・1617、**FAX** 624・9249

全国瞬時警報システム(Jアラート)の緊急地震速報訓練の実施

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝える同システムを用いた、緊急地震速報訓練を実施します。

時 6月17日(木)、午前10時頃、**内** 市内80か所に設置している屋外スピーカーによる試験放送(放送内容は自動応答サービス ☎050・5433・9161 で確認可)、**問** 危機管理課 ☎620・1617

空家活用提案を募集

空家の利活用を促進するため、地域に開かれた活用方法の提案を募集しま

す。採択された場合、提案を実現するための改修費を一部補助します(最大250万円)。応募は8月開始予定ですが、活用可能な空家の所有者、空家を活用した事業や取組みを行いたい人は事前にご相談ください。**問** 居住政策課 ☎655・2755

住居表示審議会 保

時 7月6日(火)、午後1時～3時、**所** 福祉文化会館202、**定** 先着5人、**内** 町名(呼称)変更の手続き、**備** 一時保育は6月22日までに要申込、**申** 6月29日までに、電話またはメール(住所・氏名・連絡先)で、都市政策課 ☎620・1660、**✉** toshi@city.ibaraki.jp

悪質業者にご注意ください

チラシや広告の甘い言葉で勧誘したり、市からと称し、検査や修繕等を口実に家庭を訪問し、宅内の下水道や下水ますの清掃・修理、浄水器の販売、水質検査、家庭内の水道管洗浄等をして、高額な代金を請求するといった、悪質な業者による被害が多発しています。市では、訪問販売・修繕等は一切していません。不審に思った場合はご相談ください。**問** 下水道施設課 ☎620・1667、水道部総務課 ☎620・1690

6月1日～7日は水道週間

水道部では、市民の皆さんに、安全・

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

安心な水道水を安定給水できるように努めています。私たちの生活に欠かすことのできない水道について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。**問** 同部総務課 ☎ 620・1690

水道料金の支払いは口座振替で

水道料金の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。お客様番号または使用者番号を確認し、金融機関所定の申込書または市指定の口座振替依頼書により、金融機関へ申し込んでください。**問** 営業課 ☎ 620・1691

6月は危険物安全月間「事故ゼロ」へトライ重ねるワンチーム

ガソリンや灯油、消毒用アルコール等は、取扱いを誤ると引火や爆発を招き重大な事故につながります。これらの事故を防ぐため、安全で正しい取扱いや保管を心掛けましょう。▼火気の近くでは使用しない、▼屋外や窓を開けるなど風通しの良い場所で使用する、▼直射日光の当たらない場所に保管する。**問** 予防課 ☎ 622・6994

環境

6月は環境月間、6月5日は環境の日

皆さんもこの機会に普段の暮らしを見直し、地球温暖化対策に役立つ賢い

選択「COOL CHOICE」をしてみませんか。市が発行している、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」に取り組むことや、いばらき環境ポイントを集めることも、ひとつのきっかけです。**問** 環境政策課 ☎ 620・1644

いばらき環境ポイントで景品GET!

時 来年3月1日(火)まで、**対** 市民、**内** 市主催講座への参加、家庭での節電、LED電球の購入、環境家計簿の取組み等の環境配慮行動にポイント付与、対象活動ごとに市公式総合アプリ「いばらきポイント」で取得、またはポイント用紙（環境政策課等で配付）にスタンプを押印、ポイントを貯めると豪華景品が当たる抽選に応募可、**備** 詳細は市HP（下図読み取り）参照、**申** いばらきポイントから申込、または郵送・直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1644



廃棄物減量等推進審議会を募集

時 8月25日(水)から2年間、**対** 4月1日現在20歳以上の市民(国・地方公共団体の議員・職員除く)、**定** 2人、**内** 廃棄物の減量化の取組み等を審議、**募** 額9千円、**備** 選考あり、**詳** 細は市HP参照、**申** 6月21日(必着)までに、申込書（資源循環課で配付、または市HPからダウンロード可）と小論文を、郵

昨年度のごみの量は 90,084t

昨年度に家庭から排出されたごみの量は約46,241tで、令和元年度と比べると約133t増えています。市民1人1日当たりのごみの量は約447.3gとなり、令和元年度と比べ約0.8gの増量となりました。事業所から排出されたごみの量は約43,843tで、令和元年度と比べると約3,957t減っています。昨年度の資源物収集量と売却金額は、右表のとおりです。収集した資源物は新しい製品に生まれ変わります。**問** 分別=資源循環課 ☎ 620・1814、収集=環境事業課 ☎ 634・0351

資源物の収集量と売却金額(昨年度)

	缶	びん	ペットボトル	古紙	古布	小型家電・水銀使用製品	合計
収集量 (t) (*1)	391	1,384	733	1,274	307	24	4,113
売却金額 (万円)	407	(*)	747	1,126	136	(*)	2,416

*1 市の収集量のみ(民間収集量除く)

*2 売却費用よりも選別・処理費用が上回っているため

3Rに取り組み、ごみを減らしましょう!

ごみを減らすためには、Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)の3Rの取組みが重要です。過剰な包装を避けて必要な量だけを購入する、壊れたものは修理して使う等の取組みにより、ごみを減らすことができ、環境への負担の減少、経費の節減につながります。また、資源物は分別し、子ども会や自治会等での集団回収、スーパー等の店頭回収、市の資源物収集に出すなど、再資源化の取組みにもご協力ください。なお、小型家電と水銀使用製品は市の回収拠点があります(詳細は市HP参照)。限りある資源を有効に活用するため、ぜひご利用ください。



定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**募**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

①ごみ処理施設排ガス中ダイオキシン類濃度
(単位: ng-TEQ/m³N)

区分	調査日 (昨年)	濃度	排出基準
第1工場1号炉	8月17日	0.00019	1
第2工場1号炉	9月15日	0.00087	
第2工場2号炉	6月23日	0.00029	
特殊焼却炉T-2	5月15日	0.59	5
特殊焼却炉T-3		0.12	

②環境大気中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m³)

区分	調査地点	濃度 (※)	環境基準
環境大気	駅前三丁目	0.021	0.6

※昨年度夏季・冬季調査の平均

1ng = 10億分の1g, 1pg = 1兆分の1g
TEQ = ダイオキシン類の濃度 (毒性の強さ) を表す記号

ごみ処理施設排ガス中と環境大気
中ダイオキシン類濃度調査結果

送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1814

環境衛生センターでは、毎年、ごみ処理施設の煙突から排出されるガスの調査を行っており、昨年度に調査したダイオキシン類の結果は、表①のとおり排出基準を大きく下回っていました。また、昨年度に駅前三丁目を実施した環境大気中ダイオキシン類濃度調査の結果も、表②のとおり環境基準を下回っていました。問同センター ☎ 634・1627、環境政策課 ☎ 620・1644

商工・消費生活

産業情報サイト「あい・きゃっち」
のご利用を

市内の登録事業所(企業やお店)を紹介するサイト「あい・きゃっち」を開発しています。ビジネスやショッピングの情報が満載ですので、ぜひ一度ご覧ください。登録を希望する事業所は、同サイトから申し込んでください。
問 商工労政課 ☎ 620・1620

人権問題企業研修会参加企業を募集

時 6月29日(火)、午後2時~4時、所 福祉文化会館202、対 市内で企業活動をしている事業所、本市事業の委託を受けている事業所、公正な採用選考の理解と遵守に向けて(一社)公正採用人権啓発推進センター理事 坂倉 有さん、個人での申込可、申 商工労政課 ☎ 620・1620

三島地域若者サポート
ステーションのご利用を

15~49歳の就職をめざす人に、専門資格を持つスタッフが、適性検査や就職セミナー、パソコン講座、個別の相談等、その人に合わせた就職支援を行っています。

申 電話またはファックス・メール(氏名・年齢・性別・住所・連絡先を記入)で、

6月は「就職差別撤廃月間」
~しないさせない 就職差別~

就職の面接で、本人や家族の出身地や職業、思想・信条等の質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながる恐れがあります。

府では、6月を就職差別撤廃月間と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いします。



就職差別110番

時 6月1日(火)~30日(水)、午前10時~午後6時、採 採用面接時等の差別の相談、相談ダイヤル ☎ 06・6210・9518、✉ rodokankyo-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp (メールは6月中随時受付)、問 府雇用推進室 ☎ 06・6210・9518

職場で新型コロナウイルスに
感染した人への労災保険について

感染経路が業務によることが明らか
な場合や、感染経路が不明でも、感
染リスクが高い業務に従事したこと
により感染した可能性が高い場合等
は労災保険給付の対象となります。な
お、医師・看護師や介護の業務従事
者は、業務外での感染を除き、原則
対象です。詳細は厚生労働省HPで
ご確認ください。

同ステーション ☎ 668・4632、
✉ saposute-nishina@hananokai.info

女性活躍推進に取り組みましょう

労働者数30人以上の企業の事業主
は、女性活躍に係る一般事業主行動計
画を策定し、都道府県労働局に届け
ることが義務付けられています。ま
た、行動計画の策定・届出を行った事
業主のうち、女性の活躍推進に関す
る取組みの実施状況が優良である等
の一定の要件を満たした場合、厚生
労働大臣の認定を受けることができ
ます。問 同局雇用環境・均等部指導課 ☎ 604・5310

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、✉ メールアドレス、HP ホームページ、保 一時保育あり (原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

6941・8940

労働保険年度更新手続きを忘れずに

今年度の労働保険年度更新手続は7月12日までに済ませてください。また、手続には、電子申請「**イノガ**」も利用できます。**岡茨木労働基準監督署** 災害課 ☎604・5310

求人

市立小・中学校の講師登録者

対小・中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭または栄養士の免許取得者（取得見込み可）、**内市立小**・中学校の教員に欠員等が生じた場合、登録者の中から常勤または非常勤で任用、**¥**(例)常勤講師大卒月給24万円（経歴等加算あり）、**申履**履歴書を直接、教職員課 ☎620・1823

保育所・幼稚園の会計年度任用職員

所①保育所、②幼稚園、**対**①保育士（資格要）、早朝・夕方保育（保育士優先）、②介助員・預かり保育は幼稚園教諭の資格要（介助員の一部と預かり保育は保育士資格のみでも可）、**¥**(例)保育士月給20万4千円程度、幼稚園介助員月給18万9千円程度、**備**詳細はお問い合わせください。**申市HP**から

申込（下図読み取り）または、電話で人事課 ☎620・1601



市立小・中学校の医療介助員登録者

時平日、午前8時15分～午後4時15分、**所**医療的ケアを要する児童・生徒が在籍する市立小・中学校、**対**看護師（准看護師）資格保有者、**¥**月給24万1205円、期末手当（年2回各1.275月分）、交通費支給、社会保険加入あり、**申**電話連絡後、履歴書を直接、学校教育推進課 ☎620・1683

その他

10日から市議会定例会

6月定例会を、6月10日、午前10時から開会します。本会議・委員会は傍聴できますが、マスクの着用等の感染防止対策にご協力をお願いします。なお、本会議はインターネット中継も行っています。審議日程等詳細は、市議会HPをご覧ください。**開議事課** ☎620・1671

川端康成文学館臨時休館

時6月2日(水)～4日(金)、**開**同館 ☎625・5978

スポーツ推進審議会の開催

時7月5日(月)、午後7時から、**所**ロームZWA M501・502、**内**スポーツ推進計画

の実施状況等、**備**一時保育は6月25日までに要申込、**開**スポーツ推進課 ☎620・1608

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの7月抽選分の申込受付は6月20日～30日に行います。**【福祉文化会館】**文化ホール 来年7月29日～31日終日、**【クリエイトセンター】**センターホール 来年7月3日・8日・9日・22日・23日・29日～31日終日、7月16日～午前9時～午後5時、**多目的ホール** 来年1月1日～3日・19日・29日終日、1月12日・26日・30日～午前9時～午後5時、1月28日～午後1時～10時、**【生涯学習センター（火曜日休み）】**きらめきホール 12月1日・8日・15日～午後6時30分～9時30分、12月2日・9日・16日～午後0時30分～9時30分、12月10日～12日・22日終日、12月13日～午前9時～正午、12月17日・19日・20日～午前9時～午後6時、12月23日～午前9時～午後3時、**【ロームZWA M（火曜日休み）】**ワムホール 来年1月9日～午後0時30分～6時、1月20日～午前9時～午後3時

フューチャープラザ・グラウンド

ホールの市民先行予約
立命館いばらきフューチャープラ

消費生活だより

困り事は、気軽ににご相談ください。**開**消費生活センター ☎624・1999

レスキューサービスでのトラブル

【事例】トイレが詰まったので、業者をネットで検索したところ、「480円から」と書かれているサイトを見つけた。電話して価格を聞くと「5千円くらい」と言われたので来てもらった。標準の作業では詰まりは解消せず、便器脱着や高圧洗浄等を追加され、20万円を請求された。



【回答】水回りの詰まり、水漏れ、解錠等、日常生活のトラブルに対処するレスキューサービスは、緊急時には助かりますが、作業後に高額な料金を請求されたという相談が多く寄せられています。広告の表示や電話で説明された表示をうのみにせず、複数の見積もりを取るなど、万々に備えて修理業者の情報を集めておきましょう。



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

ザ・グランドホール
の来月7月15日～17日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご覧ください。



抽選会 6月17日(木)、午前11時から、**問**同プラザ、**備**利用予定者のうち希望者にはグランドホールの見学会(6月17日、午前10時、同プラザ1階インフォメーション前集合)も実施、イベントホールの予約も可(グランドホールの予約日と同日のみ)、**申**6月1日～10日に、メールまたはファックス(住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎620・1810、**問**622・7202、✉bunkashinkou@city.ibaraki.jp

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

昨年度の運用状況は次のとおりです。**情報公開制度**「市空家活用提案事業の採点集計結果」等63件の請求がありました。公開請求に対する決定の状況は、公開17件、部分公開26件、非公開5件、文書不存在15件でした。**個人情報保護制度** 新規の事務37件、変

更した事務66件、廃止した事務23件、合計126件を告示しました。一例をあげると、「特別定額給付金に関する事務」を新規事務として告示し、住所、氏名等の情報を収集しました。告示した内容は、個人情報取扱目録として取りまとめ、市役所南館1階情報ルームで閲覧できるようにしています。また、開示請求は「住民基本台帳事務」等84件、訂正請求は1件で、利用停止等の請求はありませんでした。開示請求に対する決定の状況は、全部開示37件、部分開示34件、不開示1件、文書不存在12件でした。**問**法務コンプライアンス課 ☎620・1606

市民課に設置している自動交付機サービスを終了

住民票の写し等を交付していた自動交付機サービスを5月31日で終了しました。今後はコンビニ交付をご利用ください。ご理解とご協力をお願いします。**問**同課 ☎620・1621

みしま司法書士士曜無料法律相談

6月12日(土)、7月10日(土)、9月11日(土)、午後2時～4時、3時30分まで受付、**所**クリエイティブセンター203、**定**各当日先着12人、**内**借金問題(債務整理、破産、個人再生)、消費者問題、相続等の不動産登記、会社設立等の商業登記、成年後見等の相談、**問**大阪司法書士会北摂支部 ☎668・4016

食育ひらば

問健康づくり課 ☎625・6685

おからスープ

材料(2人分)

にんじん……………20g	おから……………30g
玉ねぎ……………20g	塩……………少々
しょうが……………適量	しょうゆ……………小さじ 1/3
水……………500ml	片栗粉……………小さじ 2/3
鶏ひき肉……………20g	万能ねぎ……………適量
鶏ガラスープの素……………	小さじ 1/2

作り方

- ①にんじん、玉ねぎ、しょうがは皮を剥いてせん切りにする。
- ②鍋に水、鶏ガラスープの素、①を入れて煮る。
- ③スープが煮立ったら、一口大に切った鶏ひき肉を入れてほぐし、アクを取る。
- ④にんじんが柔らかくなったらおからを加え、塩、しょうゆで味を調える。水溶き片栗粉を加えてとろみをつけ、仕上げに万能ねぎを添える。

おからは健康美の強い味方!

おからに含まれる食物繊維は、便秘の解消や大腸がんの予防に役立ちます。また、肌の調子を整える大豆イソフラボンなど、美と健康を保つ栄養素が多く含まれています。ほかの食材のじゃまをせず、組み合わせやすいので、スープや煮物、鍋物などに取り入れてみませんか。



各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、✉メールアドレス、HP ホームページ、**保**一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

6月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、32ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	とき	ところ
相続、離婚等の法律相談(各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)
日曜法律相談(先着7人)	27日(日)、9:00～12:30(23日、8:45から電話で予約)	
交通事故法律相談(各日先着5人)	毎週火曜日、13:00～15:30(※)	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。	
司法書士相談(各日先着5人)	2日(水)=登記、相続、16日(水)・23日(水)=登記、相続、後見人、多重債務等、9:30～12:00(※)	
土地家屋調査士相談(先着5人)	16日(水)、9:30～12:00(※)、土地の境界等	
行政書士相談(各種書類の書き方)(先着5人)	2日(水)、9:30～12:00(※)、相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
宅地建物取引相談(先着5人)	17日(水)、9:30～12:00(※)、不動産取引等	
税務相談(先着5人)	10日(水)、13:00～16:00(※)	
戸籍相談(先着4人)	17日(水)、14:00～16:00(前日、8:45から電話で予約、市民課☎620・1621)	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～16:30、12日(土)・26日(土)、9:00～12:00	消費生活センター ☎624・1999
人権擁護委員による人権相談	10日(水)・24日(水)、13:00～15:00	市民生活相談課
ひとり親のための法律相談	22日(水)、13:00～16:00(1日、8:45から電話で予約、こども政策課☎620・1625)	
母子・父子・寡婦家庭相談(離婚前可)	毎週月～金曜日、9:00～17:00	こども政策課 ☎620・1625
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 FAX 627・1692
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～17:00(面談は要予約)	あけぼの学園 ☎626・0105
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	教育センター ☎626・4400
電話教育相談☎625・7830	毎週月～金曜日、8:45～17:00	
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、☎0120・147970(小・中学生対象)、☎627・5511(保護者対象)、上記以外は☎0120・7285・25	
奨学金相談	毎週月～木曜日、10:00～18:00	教育委員会分室(予約は上記教育センター)
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、8:45～17:00(要予約)	

相談内容	とき	ところ	
女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920	
女性電話相談☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、10:00～16:00		
男性のための電話相談	16日(水)・23日(水)、18:30～21:30		
女性のはたらき方相談	11日(金)、9:30～12:30(要予約)		
女性法律相談	17日(水)・19日(土)、9:30～12:30(2日、9:00から電話で予約)		
仕事なんでも相談	24日(水)、13:00～16:00		
DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、9:00～17:00		配偶者暴力相談支援センター ☎622・5757
人権相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00		人権センター ☎622・6613
人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660 ④人権・男女共生課 ☎620・1640
お仕事じっくり相談(要予約)	①4日(金)・②16日(水)・③24日(水)、13:30～15:30		
暮らし設計相談(要予約)	①18日(金)・②12日(土)・③26日(土)・④4日(金)、13:00～17:00		
生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00(予約優先)	暮らしサポートセンターあすてっぴ茨木(福祉総合相談課内) ☎655・2752	
経営相談	毎週月～金曜日、10:00～17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620	
創業相談	主に毎週月・金曜日、10:00～17:00(要予約)		
仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、10:00～16:00(予約優先、24日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955	
防火相談	毎日、9:00～17:00		
緑の相談	4日(金)、10:00～12:00・13:00～16:00、草花、樹木、野菜、果樹等		市役所南館1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654
分譲マンション管理相談会(先着4人)	8日(水)、9:00～12:00(1日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755	

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: 時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、